



- 3 利用者の資格 本市に住所を有する者
- 4 使用料 150,000円/1区画
- 5 特記事項 次の場合は、利用の許可が取り消しとなります  
(1) 利用者が死亡した日から起算して2年を超過しても、祭祀を承継する者がいないとき。  
(2) 利用者が住所不明となり5年を超過したとき。  
※応募する際は、日ごろから墓地を適正に管理できる者がいること、承継予定者が1人以上必ず居ることを必ず確認の上応募ください。
- 6 応募期間 令和6年3月 1日(金) 8時30分 から  
令和6年5月31日(金) 17時15分 まで
- 7 応募方法 電話による仮申請後、環境課窓口へ申請書を提出  
※土日祝日を除く  
  
南アルプス市役所環境課055-282-6097
- 8 抽選日 令和6年6月4日(火) 15時30分  
【会場】南アルプス市役所新館第2会議室内(A会議室)
- 9 墓地の選定 当選順に選んでいただきます
- 10 墓石等設置について  
墓石等設置する際は、市に事前申請が必要です。また、墓地の承継者が居なくなり、市に返還せざるを得なくなった場合は、利用者や相続人により、墓石等を撤去していただくこととなりますので、ご留意願います。
- 11 備考 市営浅原共同墓地は、墳墓地の販売をしていません。  
市の墓地の利用許可を市から利用者へ出すものです。  
使用料150,000円は、この利用権を得るための使用料であり、販売料ではありません。

南アルプス市浅原共同墓地  
環境課 055-282-6097